

全員協議会次第

平成 29 年 6 月 9 日
全員協議会室 13:10～

1. 開 会 (13:10)
齊藤事務局長

2. 挨拶
抜井議長

3. 協議事項
(1) 意見書の調整について

4. 報告事項
(1) 議会広報広聴常任委員会

5. その他

6. 閉 会 (13:37)
井田副議長

平成29年6月9日(金)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 鈴木淳
議員 小松伸介
議員 安澤豊
議員 吉村美津子
議員 菊地浩二
議員 山口正史
議長 抜井尚男

議員 増田磨美
議員 細田三恵
議員 岩城桂子
議員 本名洋
議員 細谷三男
議員 内藤美佐子
副議長 井田和宏

欠席議員

なし

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 齊藤隆男

事務局記 山田亜矢子

◎開会の宣告

- 事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。
(午後 1時10分)
-

◎開会の挨拶

- 事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、抜井議長よりご挨拶をお願いいたします。
- 議長（抜井尚男君） 皆様、改めましてこんにちは。
- 本日は、午前中欠席をいたしました。まことに申しわけありませんでした。
- おかげさまで、きょうの久保議員の一般質問で、全議員、皆さんの一般質問が終了いたしました。定例会はまだ来週まで続きますが、ぜひとも皆さん、ご自愛いただきながらご活躍いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。
- 本日は意見書の調整等の議題でございますが、最後までよろしくお願いいたします。
- 以上です。ありがとうございました。
- 事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございます。
- それでは、次第の3、協議事項に移りたいと思っております。
- 進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。
-

◎意見書の調整について

- 議長（抜井尚男君） それでは、早速協議に入りますが、きょうは意見書の調整、(1)番でございます。
- 意見書の調整を行っていきたいと思っております。提出順で行いたいと思っておりますが、提出順は、1番が吉村議員、2番が本名議員、3番が小松議員で承っておりますけれども、それでよろしいですか、3名の方。
- それでは、まず最初に吉村議員の意見書の調整を行いたいと思っておりますので、まず最初にご本人からご説明をお願いします。
- 吉村議員。
- 議員（吉村美津子君） 吉村です。
- 時間外労働月100時間未満の法制化ではなく、健康で働くことのできる時間外労働時間を求める意見書(案)ということで提出させていただきました。
- 実際に今、働き方改革実行計画というのが3月につくられて、これに基づいて、多分、秋か来年には国会で論議されることになると思うのです。その中身なのですけれども、月100時間未満ということがうたわれております。これは繁忙期ということではありますけれども、実際に今、労働基準法で定めている、皆さんご存じのように、1日8時間、週40時間という、働く、労働時間が決まっておりますけれども、実際に大臣の告示にある限度基準というのも今設けているわけでありましてけれども、これは別に法制化しているわけではないのですけれども、この限度基準でも、実際には月45時間、それから年360時間というふうに定めているのです。ですから、私は、今の国が定めている、法的ではありませんけれども、この限度基準を以下にしたいということで、100時間未満というのはやめてほしい、限度基準、最後に、残業100時間未満と

するのではなく、週15時間、月45時間、年360時間以内とすることを求めるものであります。

月45時間以内だと健康障害のリスクは低いということで、これは厚生労働省内にある、設置された脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会がこういった調査をしました。その調査の結果、その報告によると、長くなればなるほど当然健康障害になりますし、2カ月か6カ月平均で月80時間を超えると健康被害のリスクが高まり、その上からは過労死ラインと言われているのです。だから、働く時間をできれば8時間、週40時間、ここが基本ですけれども、せめて週15時間、月45時間、年360時間以内の残業は健康のリスクが低いので、せめてそれにさせていただきたい。こんな、100時間未満なんて、80時間を超える、また80時間だって大変な過労死のラインでありますので、こういった働き方というのは、本当に人を、今多くなっていますけれども、自殺、過労死、さまざまな人間への影響が、身体への影響が大きいので、こういった悲しい事故をさせないためにも、みんなが、誰もが安心して働ける、そういった時間体制にさせていただきたいので、皆さんの協力でぜひこの100時間未満の法制化はやめてほしい、それを強く求めた意見書となっております。よろしくをお願いします。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員から説明をいただきました。

吉村議員のこの意見書に対して、調整希望ということでございますので、皆さんから何かございますでしょうか。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、なしということでございますので、よろしくをお願いします。

続きまして、2番目、本名議員の意見書について、説明からお願いします。

○議員（本名 洋君） 本名です。説明させていただきます。

共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）に反対し、廃案を求める意見書です。

これまで3度廃案になった共謀罪ですが、今回、テロ等準備罪と名称を変えましたが、当初法案にテロの文言はなく、政府も、テロ等準備罪としましたけれども、内容に変化がないというふうに言っております。国際越境組織犯罪防止条約の締結にはこの法制化が必要というふうにも言っておりますが、その必要はないという指摘も多くなされております。犯罪も行われていないのに処罰する法律であって、どのような団体が組織犯罪集団なのか、一般人は対象としないのか、どのようなものが犯罪なのか非常に曖昧で、捜査機関による恣意的運用が危惧されております。国会でも十分な説明ができず、国民の不安に忝えているとは言えない状況であります。自由と言論を抑圧する共謀罪は今回も廃案とすべきであり、提案させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 本名議員の意見書について説明がございました。

これに対して、調整ありということですので、皆さんのほうから何かございますでしょうか。よろしいですか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

本題ではないのですが、提出先、内閣総理大臣が一番前のほうがいいかなと思うのですが。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

失礼いたしました。ちゃんと案として正式に提出するときは、そこら辺はしっかりと書かせていただきますので、大変申しわけございませんでした。

○議長（抜井尚男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、閉じさせていただきます。

続きまして、3番目、小松議員の意見書について、説明からお願いします。

○議員（小松伸介君） 小松です。

私のほうからは、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）ということで提出をさせていただきます。

ここに書いてあるとおりなのですが、昨年末に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の附帯決議で、こういったギャンブル等依存症の実態調査の整備とかギャンブル等の依存症の患者の相談体制、また臨床医療体制の強化などを求めています。こうしたところに十分、政府のほうでも今協議が行われているところなのですが、ギャンブル等の依存症に対する強化、また抜本的強化を図っていただきたいということで、今回この意見書を提出させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（抜井尚男君） それでは、小松議員から説明がございました。

小松議員の意見書に対して、皆様、何かございますでしょうか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

私も、ギャンブル等依存症対策ですか、もともと、前職といえますか、以前公営ギャンブルの場で働いていた身としても、やはりそういったギャンブル依存の馬券購入者等の話は聞いたことがありますので、そういったところも国で当然整備するのは必要だと思います。

それで、これはたしか今国会で、日本維新の会の議員の方が提出者となって、参議院のほうでもう既に審議されていると思うのですが、まさにギャンブル等依存症対策基本法の審議に入っておりまして、ちょっとその原案を見たところ、大体、この記1、2、3の内容も、このままの文面ではないですが、大体網羅されているのかなと思ったのですが。であると、このタイミングで提出するというのはどうなのかと、こういった意図でこのタイミング、今回の意見書がこのタイミングになったのかということをお聞きしたいのですが。

○議長（抜井尚男君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。大変にありがとうございます。

確かにおっしゃるとおり、審議中ということもあるのですが、まだ成立していないということもありますので、そういった後押しという部分で今回提出をさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（抜井尚男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、小松議員の意見書についても閉じさせていただきます。

本日は、協議事項は意見書の調整についてでございます。以上3件でございますので、協議事項は閉じさせていただきます。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（抜井尚男君） 続きまして、報告事項に移ります。

報告事項、議会広報広聴常任委員会、お願いします。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） 議会広報広聴常任委員長、安澤でございます。今回、2点ほど報告をさせていただきます。

1点は、前期より、議会だよりのページ数でございましたが、16ページから20ページというような内容でございましたが、今期、166号から20ページ、さらに24ページというような、ページ数がふえておりますので、その辺ご報告いたします。

それからあと、皆様にお配りいたしました議会の傍聴アンケート、ここの2の項目、議会だよりについてのアンケートも加えさせていただきましたので、あわせてご報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 以上の報告でございますが、何かご質問等はございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

この議会傍聴アンケートなのですが、これでいいと思います。ただ、今回傍聴された方が、この場で書くことができないので、後から、自宅からファクスで送っていいかというのを何か伺ったということで、それは、ファクスは大丈夫だということなのですが、この中にファクスナンバーが書いていないので、持ち帰ったらちょっとわからなかったみたいなことをおっしゃっていたのですけれども、アンケートなので、入れなくてもいいでしょうか、どうでしょうか。もしここにファクスナンバーでも書いていけば、おうちに帰ってファクスができるかなというふうにも思ったのですけれども。広報広聴常任委員会で検討していただければと思います。

○議長（抜井尚男君） 安澤委員長。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） ご指摘ありがとうございます。

それでは、委員会で確認して、検討してみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（抜井尚男君） 広報広聴常任委員会でもんでいただくということでございます。

ほかに。小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ありがとうございます。

先ほど議会だよりのページ数がふえたというお話だったので、どういう経緯でふえたのか教えていただけますでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 事務局長。

○事務局長（齊藤隆男君） 記事の内容の充実というのもありますし、今後広告収入をやっぱりそこに、検討していただきたいと思ひまして、紙面に余裕を持たせる意味で、今回4ページ分を追加して、今入札にかけている状態であります。ですから、今後広報広聴常任委員会で広告収入についてご検討いただければと思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。小松です。

とすると、今入札にかけているということなのですけれども、予算的には、では変わらずにページ数がふえていくというような感じになるのか、その辺についてはいかがなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 事務局長。

○事務局長（齊藤隆男君） 予算につきましては、当然、予算の範囲内で予定価格を設定した上で、ページ数を増加した形で今かけているところであります。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

ここで、メンバーはわかりましたけれども、前の議会広報広聴常任委員会のお話では、業者ですか、そういったページを載せるということは、前の委員会ではまだ決定はしていないと思うのです。議論はされたようですけれども、決定はされていないと思うのですけれども。今のお話で、ページ数をふやすのはそのためだと、広告収入を得るためだということでもありますけれども、それについて、最初から広告収入ありきというのはまだ早いと思うのです。今後、これについても今までどおり、広報広聴常任委員会で論議して、それから、そのためのページ数をふやすか、それとも広告収入は取り上げないか、それはそういったところで議論していくと思うのですけれども、できれば、本来ならば全員の議員の中で話があってもいいとは思いますが、その辺について伺います。

○議長（抜井尚男君） 安澤委員長。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） その件に関してですが、バナー広告に関してはまだ委員会としても委員に諮っていない状況ですので、それに関しては今後の検討課題にはなるかと思えます。

ただ、ページがふえるということに関してですが、以前私も広報広聴の委員をやっておりましたが、紙面が足りないというケースもやっぱりあったわけです。やはり、文字だけで羅列ですと見にくい、見やすい議会だよりを目指すためには、写真や文字を大きくしたりだとか、そういった経緯もありますので、バナー広告ありきのページをふやしたというような状況ではないので、その辺だけご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 安澤委員長がおっしゃった、そのとおりだと思いますので、文字を大きくしたりとか写真を入れたりとか、そういうことについては私も賛成ですので、やっぱりその辺はこれから論議していくということなので、その辺で、まだ決定ではないというお話でしたので、よろしく願いいたします。

○議長（抜井尚男君） ほかによろしいですか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

前期で、現副委員長の立場として発言させていただきますけれども、前期というか、今期、政策提言が始まるということで、その部分も含めて、前期の最後に、ページ数がきつくなるので、入札のときの段階で、ページをふやすようなことはできないのかということで事務局のほうにお願いしたという、そういう経緯も

あるかと思えます。

以上。

○議長（抜井尚男君）　ということでございますので、皆様、局長が一番最初に説明したように、まずは紙面の充実、あわせて広告等の収入も検討していると、そういうふうに説明がございましたので、ご理解をいただければと思います。では、よろしく申し上げます。

吉村議員、何かありますか。

○議員（吉村美津子君）　安澤委員長が先ほどお答えになった、そのとおりなので、今の議長の広告収入は決定していることは全くありませんので、そういったことを最初から論議するのはおかしいと思いますので、委員会でその辺はまた、先ほど言ったことと同じことで、安澤委員長が言ったのと同じことです。

○議長（抜井尚男君）　よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君）　それでは、（１）番、議会広報広聴常任委員会は閉じさせていただきます。報告事項は以上でございます。

◎その他

○議長（抜井尚男君）　５番のその他に移りたいと思います。

その他、皆様から何かございますでしょうか。

副議長。

○副議長（井田和宏君）　井田です。私のほうからは、政策検討会議の進捗状況についてご報告申し上げます。

今の段階は、それぞれ、常任委員会と議会運営委員会に対して政策課題の抽出を行っていただいております。今、多分、それぞれの委員会の中でそういった抽出作業を行っていただいていると思うのですが、改めてその範囲を申し伝えますと、基本的には、ふれあい座談会のまとめを参考にしながら、厚生文教常任委員会と総務常任委員会は所管の範囲内で課題を抽出していただくということになっております。広報広聴常任委員会と議会運営委員会は、もちろんふれあい座談会のまとめをベースに、参考にするのですが、所管の範囲を超えて構いませんので、政策検討課題の抽出をお願いしたいと思っています。

その抽出を行っていただくのですが、各委員会、２つまで、２つを限度として抽出を行っていただきまして、多分、それぞれ、２つずつ出しますと８個、８個以内の検討課題が上がってきますので、それを今度は、今月の22日に行う政策検討会議の中で持ち寄っていただいて、各委員長さんがプレゼンをしていただいて、それをもとに決めていきたいというふうに思っています。そのときには廣瀬先生も来ていただけることになっておりますので、廣瀬先生にもアドバイスをいただきながら、また今後の進め方等についてもアドバイスをいただきながら、今後のことについても進めていきたいと思っています。もちろん傍聴していただいてオーケーなので、ぜひ検討会議メンバー以外の方も見ていただいても構いませんので、よろしく願いしたいと思います。

私のほうからは、とりあえず今のところの進捗状況は以上でございます。

○議長（抜井尚男君）　ほかに皆さんからございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 事務局。

○事務局長（齊藤隆男君） 事務局より事務連絡であります。

議員互助会費につきましては、15日から20日の間ということで、こちらのほう、事務局のほうまで納めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それと、2018年版、来年版の会議ノートの申し込みについて、県の議長会より依頼がありました。もしよろしければ、この場で希望者について募りたいと思うのですけれども、今大丈夫ですか。もしあれでしたら、挙手をいただければと思うのですけれども。

久保議員、細田議員、岩城議員、井田議員、本名議員、内藤議員、増田議員、7名。では、こちらのほうは事務局より申し込みをしておきます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 今事務局から説明がありました。

互助会費が、6月15日は、来週の木曜日から20日、再来週、火曜日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから2点ほどございますので、ご説明をさせていただきます。まず、今後の全員協議会のスケジュール、予定なのですが、毎月定例として第3火曜日の開催が予定をされているかと思えます。今までもほとんど、これから説明するような形に実際はなっていたのですけれども、定例会がある月、3月、6月、9月、12月に関しましては、きょうと同じタイミング、いわゆる意見書の調整をする全員協議会終了後の、この全員協議会をもってその月の全員協議会というふうにさせていただきます。

要するに、今まで、特に執行側からの案件がありますと、きょうの意見書の調整の全員協議会を1回やって、それから約10日後、大体ですけれども、もう一回全員協議会というのがあった月もあるのですけれども、ほとんど定例会月は今までも余りなかったのですけれども、これからは、執行側にも確認をしてありますので、例えば一番近いところでいいますと、今月もそうですけれども、9月定例会も基本的に、開会をして、一般質問を終わりますと、きょうと同じように意見書の調整の全員協議会があります。そこに執行側にも案件があれば出していただいて、その1回のみで全員協議会は終了という形をとります。ただ、我々側からもそうでありまして、執行側でもそうでありまして、何か特別な案件が上がってくればほかにも開催することもございますので、それはご了解をいただいております。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それと、7月、来月なのですけれども、第3火曜日が18日になっておりますが、ちょっと諸般の事情によりまして、第2週、7月10日の週に多分開催をされるかと思えます。同じ火曜日ですと7月11日あたりかなと思っておりますが、まだ決定をしておりますので、開催通知、皆さんにご案内いたしますが、7月に関しましては、2週目の10日の週に開催されるというふうにご了解いただきたいというふうに思います。

以上2点を皆さんにご報告させていただきます。何かありますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 来月の18日か11日になるかもといった話なのですけれども、いつごろ決定なさるか

わかりますか。ちょっとほかの予定等もあるので、もしわかれば教えていただければ。

○議長（抜井尚男君） なるべく早目に決定をさせていただきますが、基本的には今月中には少なくとも決まると思いますが、開催通知はその後になります。何らかの形で早目にいつ開催だよということを皆さんにご連絡をさせていただきたいと思っております。よろしいですか、それで。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 特になければ、閉じさせていただきます。よろしいですね。

それでは、事務局、お願いします。

◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、井田副議長、よろしくお願ひいたします。

○副議長（井田和宏君） 本日は、お疲れのところ、全員協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、一般質問をやられた方、大変お疲れさまでございました。

閉会日が6月13日となっておりますが、お体には十分ご留意をされて、最後まで議会活動に臨んでいただきたいと思っております。本日も大変お疲れさまでございました。

（午後 1時37分）